

令和元年度第2回佐伯市総合教育会議

- 1 日 時 令和2年2月12日(水) 15時30分～16時50分
2 場 所 佐伯市役所5階庁議室
3 出席者 (構成員)

佐伯市長	田中 利明
教育委員会	
教育長	土崎 谷夫
教育委員	米倉 ゆかり
教育委員	岩佐 礼子
教育委員	平井 國政

(関係者)

健康増進課	
課長	狩生 聖嗣
参事兼総括主幹	千秋 睦美
副主幹	大畠 香織
障がい福祉課	
課長	阿南 久米昭
総括主幹	谷 健一
副主幹	菅 温史

(事務局)

総合政策部政策企画課	
課長	植田 実
副主幹	神崎 陽子

- 4 議 題 さいきの療育の現状について

【要旨】

(市長) それでは、さっそく協議に入ります。さいきの療育の現状について、健康増進課から説明を受けます。

(千秋参事) 健康増進課では、妊娠中から小学校に入るまで、子どもの成長発達が順調にいくよう、また安心して子育てができるよう、子どもと保護者に関わっています。その中で、子どもの発達について心配がある場合、どのような流れで療育につながっていくか、佐伯の現状を説明させていただきます。

まず、療育とはどういうことかの説明をします。

《資料読み上げ》

ひと昔前は、療育というと身体障がいの方のリハビリのイメージでしたが、近年は発達障がいが増え、クロージングされるようになりました。

県が作成したパンフレットをご覧ください。

《パンフレット説明》

次に、カラーの資料をご覧ください。

《資料説明》

発達について気になるお子さんがいても、私たちは発達障がいの専門家ではないので、療育機関の専門家による巡回療育相談に案内します。専門家の指導を受けて、保健師は保護者に寄り添いながら、療育機関受診の連絡調整等を行います。

保護者の方には指導にショックを受け、子どもの特性を受け入れられない方もいますが、私たちは保育所等と連携を取りながら継続して関わっています。

通所の障がい福祉サービス施設については、ほぼ定員に達している状況です。

療育機関については、別府や大分、野津にありますが、予約が4か月～半年待ちで、大分療育センターは来年度の枠がいっぱいで、予約がストップしています。予約を待っている間は、巡回療育相談等を利用するなどしています。今後少しでも待ちの期間が短くなることを切に願っています。

療育機関を増やしていくことは原状では難しいので、療育が必要な子どもが早期に受診できる体制づくりと、保育園や幼稚園など子どもが日々集団生活をする場での環境調整、子どもの特性をいかした関わりをレベルアップさせることが必要だと考えます。

(市長) ありがとうございます。次に障がい福祉課から説明をお願いします。

(谷 総括) 障がい福祉課では、通所支援事業について説明します。

お配りした資料をご覧ください。

《資料説明》

私たちがお配りする受給者証等は、なるべく「障がい」という言葉を前面に出さないようにしています。子どもの障がいを受容できない保護者の方にもどんどんサービスを利用していただき、理解を得たうえで発達支援につなげていきたいと考えています。

利用者負担については、児童福祉法において減免があり、昨年10月に改訂され、3歳児以降は0円となりました。

サービス提供状況については、平成 29 年度に比べ 30 年度は件数及び給付総額が増加しています。子どもの数は毎年減少傾向にある中、サービス利用者は増えています。発達障がい等に対する保護者の方の理解が進み、サービスを利用しやすくなったことが考えられます。また利用の効果に対する保護者間での共通認識が広がったのではと考えます。

(市長) 健康増進課、障がい福祉課からの説明がありました。それでは委員の皆様から質問があればお願いします。

(平井委員) 発達障がいは健診で見られるのですか。

(千秋参事) 健診では診断はしません。巡回療育相談の利用や療育機関の受診を案内します。診断はしませんが、保健師は継続して関わっていきます。

(平井委員) 障がい者手帳はどの段階で発行されますか。

(菅副主幹) 療育手帳は、18 歳未満のうちに医師の診断を受け、知的障害者更生相談所が発行します。私たちは受付窓口となり、これまでの診断状況等を聞き取りし、発行機関に情報を提供します。

(平井委員) 精神的な面は判断が難しいと思うのですが。

(千秋参事) どの段階でというのは難しいです。手帳を取りたいという保護者の方と、そうでない方がいますが、その後のサービスにつなげるという点からは、取った方が良いと思います。

(平井委員) 小学校まではこのような段階がありますが、その先は。

(千秋参事) そこは課題と考えています。療育がストップしてしまうことを心配しています。

(教育長) 中学 3 年修了時に療育手帳を持っているかないかで、就労支援の機会が変わってくる場合があります。手帳を持つことに抵抗がある保護者もいますが、就職ということになると、手帳は必要だということを理解してもらうことが必要だと考えています。就学前には判定会議を経て、支援学校に行くか、公立の支援学級に行くかなどを判断します。今年度、特別教育支援員を 38 人配置しています。

(米倉委員) 県南では月 1～2 回の療育の機会しかありません。大分市内では週に 1 回療育を受けられる環境があります。気にはなっても受診できない環境があるのでは。佐伯ならではのサービスはありますか。

(千秋参事) 佐伯ならではのサービスというものはありませんが、児童発達支援事業所などを紹介するなど、支援の環境づくりを進めています。

巡回療育相談にはこれまで保健師が同席することはありませんでしたが、最近では保健師や保育士さん、こども園の先生方も同席しアドバイスを受けるなど、関わり方も変わってきています。

(谷 総括) SV (スーパーバイザー) 派遣事業などで、専門員の派遣事業なども行っています。

(教育長) 教員免許を持っていても、特別支援教育に対する免許を持っている教員は少なく、発達支援に対する理解が十分でないことがあります。佐伯管内では、支援学校がキーステーションであり、支援学校の教員がサテライトコーディネーターとして地域の発達支援のアドバイスをするという仕組みがあります。

(岩佐委員) 3歳児健診において異常が見られない子どもの10年単位の推移はどうか。県や国の平均と比べてどうかということと、要指導等が増えつつあるのかどうかを教えてください。

(千秋参事) 10年というスパンの推移データは持っていません。あまり変化はないと思います。要指導は増えていますが、健診後の保健指導になるので、当日の指導件数は増えています。県下での数字はばらつきが多く、比較はできません。

(市長) 療育センターの偏在が課題となっています。希望が多ければ県に設置をお願いします。佐伯市で療育を待機している子どもの数は分かりますか。

(千秋参事) 療育の予約待ちの人数は分かりません。

療育機関ではありませんが、大分県発達障がい者支援センター(E COAL) というセンターがあります。

(市長) 療育機関が無い地域とも協力して、設置をお願いしていきます。市長会においても提案していきます。資料の作成をお願いします。地域の情熱を伝えないと、問題は解決しません。

(岩佐委員) 教育センターで発達障がいの研修はしていると聞きますが、教員採用試験の必須科目にはなっていないのでしょうか。

(教育長) 公立小・中の教職課程の必須科目とはなっていません。人権に対する認識のカリキュラムはあります。特別支援の専門性を学ぶというものはありません。ただ、教育のとらえ方は変わってきており、障がいのある子もない子もひろく支援するという認識になってきています。

教室にも掲示物を多く貼らないなど、集中しやすい環境づくりや、ユニバーサルデザインの観点からの配慮も多く見られます。

(市長) 神戸大学の教授でお亡くなりになった森信三氏の言葉に「障がい

児教育に関わらないと本物の教師にはなれない」という言葉があります。全ての教員が一度は障がい児教育に携わってほしいという思いがあります。障がい児であるないに関わらず、人間とは何であるか、という教育観を広めないといけないと思います。障がいや療育に対する深い思いを持つことが重要であると考えます。その他にはありませんか。

それではこれで、令和元年度第2回佐伯市総合教育会議を閉会します。

5 閉 会